

事 務 連 絡

令和7年7月23日

各金融機関関係団体  
株式会社商工組合中央金庫 御中  
農 林 中 央 金 庫

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
厚生労働省社会・援護局保護課長  
金融庁監督局総務課長  
農林水産省経営局金融調整課長

身寄りのない方が亡くなられた際の火葬等に係る費用に充当するための預貯金の払戻依頼に係る「様式案」について（周知）

身寄りのない方が亡くなられた際の火葬等の費用に遺留金を充当する場合の取扱いについては、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」（厚生労働省・法務省 令和5年7月改訂版。以下「手引」という。）においてお示ししているところです（参考1）。

今般、厚生労働省及び法務省において、別添1のとおり手引を改訂し、身寄りのない方が亡くなられた際の火葬等に係る費用に充当するための預貯金の払戻に際して、金融機関宛て依頼するための「様式案」を盛り込んでおります（別添2参照）。当該「様式案」は、各金融機関の共通のニーズも踏まえて策定したものであるため、ご活用をご検討ください。なお、各地方公共団体や各金融機関のニーズにあわせて当該「様式案」と異なるものを使用いただくことを妨げるものではありません。

貴協会等におかれましては、会員金融機関等に対し、引き続き、地方公共団体における身寄りのない方が亡くなられた場合の預貯金引出しに係る事務に関し、手引に沿った対応となるよう、改めて周知をお願いします。

なお、各地方公共団体（行旅死亡人行政担当・生活保護行政担当・墓地埋葬行政担当）に対しても送付していますので、その旨申し添えます。また、本件は「令和6年地方分権改革に関する提案募集」における地方公共団体からの提案も踏まえた対応になります（参考2）。

（別添１）「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引（改訂版）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001518889.pdf>

（別添２）払戻の「様式案」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001520455.pdf>

（参考１）身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引（令和５年版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001520457.pdf>

（参考２）令和６年地方分権改革に関する提案募集（令和６年１２月２４日閣議決定）整理番号２６０（p215-217）

[https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r06/r6\\_kekka\\_12\\_mhlw.pdf](https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r06/r6_kekka_12_mhlw.pdf)